

= はじめに =

当該メールマガジンは、業界全体で事故情報を共有化するため、自動車運送事業者から事故報告等を受けたもののうち重大なもの等について、事故情報の概要を他山の石として再発防止に活用していただき、安全体質の向上に努めて頂くことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 7件 (9月19日～9月29日分)
 - (1) 乗合バスの車内事故
 - (2) 乗合バスの車内事故
 - (3) タクシーが乗用車と衝突した事故
 - (4) タクシーが用水路に転落した事故
 - (5) タクシーが横転した事故
 - (6) トラックがワゴン車と衝突した事故
 - (7) 海上コンテナを積載したトレーラが横転した事故

【1. 重大事故情報 = 7件】 (9月19日～9月29日分)

(1) 乗合バスの車内事故

9月19日午後8時15分頃、北海道において、乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、当該バスの乗客(77才、女性)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客は、腰椎圧迫骨折により3ヶ月入院の重傷を負った。

当該事故は、停留所に停車後、乗客が座席から立ち上がり荷物を両手で持ち上げたところ、バス停が昇り傾斜にあり、また、バスの運転者のブレーキペダルの踏み込みが甘かったことから、バスが後退したため、運転者がブレーキを踏み込んだことにより発生した模様。

(2) 乗合バスの車内事故

9月27日午後4時20分頃、東京都において、乗合バスが乗客16名を乗せ運行中、乗客1名(79歳、女性)が車内通路にて転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左恥骨骨折の重傷を負った。

転倒した乗客は、直近のバス停にて乗車した乗客4名のうちの1名で、当該乗合バスの運転者が変速ギアを2速から3速に変速した際の変速ショックにより転倒した模様。

なお、当該乗合バスの運転者は、直近のバス停にて乗降扱い後、乗客の着席を確認せずに発車した模様。

(3) タクシーが乗用車と衝突した事故

9月22日午後9時頃、長崎県において、タクシーが乗客2名を乗せ運行中、道路左側にあるコンビニの駐車場から出てきた乗用車と衝突した。

この事故により、タクシーの乗客1名が腓骨骨折の重傷を負い、乗客1名、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の運転者の3名が軽傷を負った。

当該事故は、当該タクシーが信号のある丁字路を青信号に従い直進していたところ、当該乗用車が丁字路先左側角にあるコンビニの駐車場からライト及びウインカーを点灯させず無灯火で左折して出てきたため発生した模様。

(4) タクシーが用水路に転落した事故

9月27日午後6時40分頃、岡山県において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、道路左脇の用水路へ転落した。

当該タクシーの運転者と乗客は、当該タクシーの脱輪後、転落する前に脱出し、負傷者はなし。

事故当時、事故現場は大雨により見通しが悪く、また当該道路には、欄干及び路側帯の白線も無く、路肩と用水路の境界がわかりにくくなっていたため、当該タクシーは、道路左へ寄りすぎたことにより脱輪して、その後、徐々に用水路に転落した模様。

(5) タクシーが横転した事故

9月29日午前3時25分頃、山梨県において、タクシーが、急カーブを曲がりきれずに道路左側の土手に乗り上げて横転した。

この事故により、当該運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーは、乗客を降ろし営業所に向けて、空車での運行中であった。

当該事故は、事故現場が山中の街灯も無い暗い下り坂の急な右カーブであったため、当該タクシーの運転者が、カーブに気付くのが遅れたことにより発生した模様。

(6) トラックがワゴン車と衝突した事故

9月27日午前2時頃、福島県の東北自動車道の上り線で、単独事故により走行車線で停止していたワゴン車にトラック2台が次々と追突した。

この事故により、当該ワゴン車の運転者と同乗者2名の計3名が死亡、1名が軽傷を負った。追突した2台のトラックの運転者にけがはなかった。

事故当時、当該ワゴン車は、追い越し車線を走行中に右側の中央分離帯に衝突した後、その弾みで左側の路側帯のガードレールに衝突し、走行車線で停止していた模様。

事故現場は片側2車線の見通しのよい直線道路で、当時は雨が降っており、路面が濡れていた模様。

当該事故の影響で、東北自動車道の上り線は6時間50分にわたり通行止め

となった。

(7) 海上コンテナを積載したトレーラが横転した事故

9月29日午前9時5分頃、神奈川県の変換点において、40フィート国際海上コンテナを積載したセミトレーラをけん引したトラクターが、時速約20～30kmにて左折したところ、当該セミトレーラが右側に横転した。

この事故による負傷者はなし。

当該トレーラは、コンテナ積載時にコンテナがずれて積載されたため、前部2箇所のロックがかからなかったが、積み直しを行わず、後部2箇所のみロックをして走行していたもの。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)